

資料編

1. 東海村環境基本条例

平成12年3月24日

条例第27号

改正 平成15年9月26日条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに村、村民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の村民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化及びオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに村民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代のすべての村民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 良好な環境の保全及び創造は、自然と人との豊かなふれあひの実現をめざして、自然環境が適正に保全されるよう行われなければならない。

3 良好な環境の保全及び創造は、村、村民及び事業者が、公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に環境への負荷を低減するよう行動することにより、健全で恵み豊かな環境を維持し、環境への負荷の少ない発展社会を造るよう行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であることから、すべての者がこれを自らの問題として認識し、その日常生活及び事業活動において推進されなければならない。

(村の責務)

第4条 村は、基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境への優先的配慮を前提とした総合的な施策（以下「環境施策」という。）を策定し、及び実施する責務を有する。

(村民の責務)

第5条 村民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、村が実施する環境施策に積極的に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う環境への負荷低減その他環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、公害を防止し、又は自然環境を適正に保存するため村が実施する環境施策に積極的に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 滞在者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、村が実施する環境施策に積極的に協力する責務を有する。

(環境施策)

第8条 村は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境施策を実施するものとする。

- (1) 人の健康又は生活環境に被害を及ぼす環境の保全上の支障を未然に防止し、安全で安心して生活のできる生活環境を確保すること。
- (2) 生態系の多様性の確保及び野生植物の保護並びに河川、林、農地等によって構成される多様な自然環境を適正に保全していくこと。
- (3) うるおいと安らぎのある環境を創造するため、利用者に優しい都市施設の整備、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全及び活用、災害に強い安全で快適なまちづくり等を総合的かつ計画的に図ること。
- (4) 日常生活や事業活動による環境への負荷を低減するため、資源及びエネルギーの有効利用に努めるとともに、廃棄物の排出の抑制を図ること。
- (5) 地球環境保全を推進するため、自然的社会的条件に応じた地球環境保全に関する施策の推進に努めること。
- (6) 原子力エネルギー利用については、平和利用の充実に努め、環境への負荷の防止措置については、原子力関係法律を準用すること。

(平15条例21・一部改正)

(環境基本計画の策定)

第9条 村長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境施策の基本方針となる東海村環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、良好な環境の保全及び創造についての目標及び施策を具体的に示すものとする。
- 3 村長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ村民又は事業者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、東海村環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 村長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(平15条例21・一部改正)

(行動指針の策定等)

第10条 村は、基本計画に基づき、村、村民及び事業者がそれぞれの役割に応じて、環境の保全及び創造に資するよう行動するための指針を定めるものとする。

- 2 村、村民及び事業者は、前項の指針に基づいて行動するものとする。

(総合的調整)

第11条 村は、良好な環境の保全及び創造を実効的かつ体系的に推進するため、次に掲げる事項について必要な総合的調整を行うものとする。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境に関する村の主要な施策又は方針の立案に関すること。
- (3) その他環境の保全及び創造の推進に関すること。

(平15条例21・一部改正)

(環境影響評価の推進)

第12条 村は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、その事業の実施に伴う環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その事業の実施に際し、環境の保全上の見地から適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(協定の締結)

第13条 村は、環境施策を実施するに当たり必要があると認めるときは、村民及び事業者と環境保全に関する協定を締結することができる。

(教育及び学習の振興等)

第14条 村は、村民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深め、その活動を行う意欲が増進されるよう教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図るものとする。

(村民等の活動への支援)

第15条 村は、村民及び事業者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第16条 村は、環境の状況並びに保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査及び研究の充実)

第17条 村は、環境施策を適正に実施するため、環境の状況の把握をするとともに必要な調査及び研究に努めるものとする。

(財政上の措置)

第18条 村は、環境施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第19条 村は、環境施策に関し、広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(平15条例21・一部改正)

(環境審議会)

第20条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、東海村環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、村長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) その他環境の保全及び創造に関すること。

3 審議会は、前項に規定する事項を調査し審議する場合において、必要があると認めるときは、環境に関する情報その他必要な資料の提出を村長その他関係機関に求めることができる。

4 審議会は、環境の保全及び創造に関し、必要があると認めるときは、村長に意見を述べるることができる。

- 5 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 6 環境に関する識見を有する者のうちから、村長が委嘱する。
- 7 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平15条例21・一部改正)

(報告の作成)

第21条 村長は、基本計画の適正な進行管理を図るため、村の環境の現状並びに保全及び創造に関して講じた施策等について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(意見の提出)

第22条 村民及び事業者は、前条の報告書について意見を述べることができる。

- 2 村民及び事業者は、前項について必要があると認めるときは、環境に関する情報その他必要な資料の提出を村長その他関係機関に求めることができる。

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に東海村環境審議会委員である者の任期は、その者が委員に委嘱された日から起算して2年とする。

(東海村附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 3 東海村附属機関の設置に関する条例(昭和51年東海村条例第3号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(東海村環境保全条例の廃止)

- 4 東海村環境保全条例(平成7年東海村条例第9号)は、廃止する。

附 則(平成15年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

2. 環境審議会

(1) 委員名簿

(敬称略)

番号	氏名	所属等	備考
1	小林 久	茨城大学名誉教授	会長
2	廣瀬 誠	東海村緑化審議会 会長	副会長
3	安嶋 隆	茨城生物の会 副会長 東海村文化財保護審議会委員	
4	桐原 幸一	環境省国立公園指導員 茨城生物の会 副会長	
5	中村 恵美子	NPO 法人 茨城県環境カウンセラー協会	
6	安 敦之	東海村教科特別指導員	
7	沼田 元良	株式会社東海クリーン 代表取締役 茨城県地球温暖化防止推進委員	
8	藤田 明英	株式会社クリハラント 東京本社営業部 北関東支社 支社長	
9	川崎 敏秀	株式会社ビーンズクリーンサービス 代表取締役社長 東海村環境整備事業協会 会長	
10	久保田 昌宏	とうかい環境村民会議 会長	
11	齋藤 由美子	自然のみどりを守る会 会長	
12	舩井 操	農業委員会 会長	
13	宇佐美 壽一	東海村ボランティア連絡協議会 会長 真崎フレッシュ会	
14	石丸 美代子	東海村食生活改善推進員連絡協議会 会長	

(2) 開催経過

回	開催日	議 題
第1回	令和2年7月29日	(1) 会長及び副会長の選出 (2) 諮問 ・第3次東海村環境基本計画の策定について (3) 説明 ・第3次東海村環境基本計画策定に係る基礎調査報告 ・策定スケジュール(案)
第2回	令和2年9月17日	(1) 第2次東海村環境基本計画の達成状況 (2) 第3次東海村環境基本計画の策定にかかる基本方針
第3回	令和3年1月14日	(1) 第3次東海村環境基本計画の目標と分野別施策について (2) 第3次東海村環境基本計画策定に係る今後の東海村環境審議会について
第4回	令和3年3月5日	(1) 第3次東海村環境基本計画の素案について

3. ワーキング委員会 住民部会・事業者部会

(1) 委員名簿

(敬称略)

部 会	氏 名	所 属 等	備 考
住民部会	安 節子		部 会 長
	佐藤 章一朗		副部会長
	戸川 隆		
	坂井 章浩		
	川崎 卓男		
	安藤 沙雪		
	鈴木 由貴子		
事業者部会	照沼 毅	東海村メガソーラー株式会社 代表取締役	部 会 長
	芳賀 恵子	イオンリテール株式会社 イオン東海店 店長	副部会長
	舛井 辰也	有限会社常東タクシー 代表取締役	
	川崎 裕弥	一般社団法人ひたちなか青年会議所 理事長	
	安 健太	東海村商工会青年部 青年部長	

(2) 開催経過

住民部会		
回	開催日	議 題
第1回	令和2年10月8日	(1) 部会長及び副部会長の選出 (2) 説明 ・環境基本計画策定に係る基礎説明 ・第3次東海村環境基本計画策定手順について (3) 意見聴取 ・目指すべき将来像の検討
第2回	令和2年11月30日	(1) 「将来像・目標」についての意見交換 (2) 「将来像・目標」の実現に向けたアイデア出し
第3回	令和2年12月23日	(1) 「住民・事業者ワーキングを踏まえた将来像・目標の設定」の内容確認 (2) 住民の具体的な取組事項と行動指針の検討
事業者部会		
回	開催日	議 題
第1回	令和2年10月8日	(1) 部会長及び副部会長の選出 (2) 説明 ・環境基本計画策定に係る基礎説明 ・第3次東海村環境基本計画策定手順について (3) 意見聴取 ・目指すべき将来像の検討
第2回	令和2年11月30日	(1) 「将来像・目標」についての意見交換 (2) 「将来像・目標」の実現に向けたアイデア出し
第3回	令和2年12月23日	(1) 「住民・事業者ワーキングを踏まえた将来像・目標の設定」の内容確認 (2) 事業者の具体的な取組事項と行動指針の検討
住民・事業者部会（合同会議）		
回	開催日	議 題
第4回	令和2年2月8日	(1) 住民・事業者の取り組み内容の確認及び補足のための意見聴取

(3) 住民・事業者ワーキングからの提案

全4回のワーキングにおいて出された意見を、第3次計画の分野別に整理しました。

これらを参考に、住民・事業者の皆様が環境への関心を高め、自らの実践活動に繋げていただくことを期待します。

■自然共生社会

住民の役割・できること	事業者の役割・できること
<ul style="list-style-type: none"> ・自らが所有している山林は、下草刈りや枝打ちをして適切に管理する。 ・敷地内の湧水の周りを管理して、いつでもきれいな水を使えるようにしておく。 ・山林の管理が困難になった場合は、役場や自治会に相談し、状況を共有しておく。 ・村内の団体や企業のボランティアや、子どもたちの自然体験の場として、山林や農地を活用してもらう。 ・結婚や出産、住宅購入などの人生の節目に記念樹を植え、大切に育てる。 ・保全配慮地区をはじめとする自然の豊かなスポットで、子どもと一緒に自然観察をする。 ・海岸で遊んだり、海岸の保全活動のボランティア活動に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元への貢献活動として、所有者による維持管理が難しくなった山林の管理作業を手伝う。 ・事業所の付近に木や花を植えて緑を増やす。 ・外来種の植物について知り、事業所の周辺など近隣の掃除の際に抜いてしまう。 ・駆除した外来生物をおいしく食べられるメニューを開発する。 ・クリーン作戦に参加し、近隣住民とのコミュニケーションの機会を作る。

■低炭素社会

住民の役割・できること	事業者の役割・できること
<ul style="list-style-type: none"> ・むやみに我慢するのではなく、効果的な方法をきちんと知って省エネに取り組む。 ・古い冷蔵庫やエアコンを、消費電力の少ない新しいものに買い替える。 ・再生可能エネルギーで発電した電気を販売する電力会社について調べる。 ・住宅に太陽光発電と蓄電池を導入する。ガソリン車から電気自動車に変えて、蓄電システムとして活用することも検討する。 ・車に乗るときは必ずエコドライブを心がける。 ・住宅の新築・建て替えの際には、長期的に 	<ul style="list-style-type: none"> ・クールビズ・ウォームビズは普及したが、服装や働く場所をもっと自由に考えても良い。 ・残業や過剰発注などの無駄をなくせば、省エネになる。環境マネジメントシステムを導入して改善を図る。 ・事業所での省エネのノウハウを磨き、他社に対して省エネ診断のサービスを提供できれば、新たな事業展開ができる。 ・断熱・遮熱性能が高く、効率の良い空調システムを有する建物で、従業員の健康も地球環境にも貢献できる。事業所の新築・建

<p>は光熱費が少なくなり快適に暮らせるZEH（ゼロエネルギーハウス）も視野に入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康のためにも自転車通勤を始める。車では気づかなかった道路の危ない箇所が目につくようになれば、役場や自治会に報告する。 	<p>て替えの際にはZEB（ゼロエネルギービル）も検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症対策と省エネの両立が迫られる。省エネ診断を活用してはどうか。 店舗の駐車場の一角を駐輪場として開放することで、近隣に人の行き来が生まれ来客の増加にも繋がるのではないか。
---	---

■循環型社会

住民の役割・できること	事業者の役割・できること
<ul style="list-style-type: none"> ごみをしっかり分別することはもちろん、できるだけごみを出さないように買い物の段階で気を付ける。 トレイを使わずに量り売りしている店で購入する。 生産の過程で環境汚染や自然破壊をしていないか、適正な労働で作られたものか、商品の背景をよく考える。 食材の買いすぎ、料理の作りすぎに気を付ければ、家族の健康にも繋がる。 残った料理は翌日にリメイクしておいしく食べる。 公開されている学校給食の献立を参考にして、地元産の野菜を活用した献立を考える。 生ごみは堆肥にして家庭菜園で利用する。 自治会の資源回収に協力することで、自治会の収入に繋がる。 	<ul style="list-style-type: none"> レジ袋有料化をきっかけに、顧客の容器包装ごみに対する意識も高まった。肉類や惣菜を量り売りにしてトレイを使わずに提供することを検討できるのではないか。 環境や社会に配慮して生産されたエシカルな商品の特設コーナーを作ってアピールする。 予約販売を強化したり、データを利用して仕入れを工夫したりすることで食品ロス対策を進める。 事業所で大量に出る紙ごみの資源化に取り組む。梱包材は納入業者に引き取ってもらう。近くの他社と併せて回収ルートを作ってくれるよう古紙回収業者に相談する。 ごみをできるだけ出さないよう、製造工程を見直す。

■生活環境

住民の役割・できること	事業者の役割・できること
<ul style="list-style-type: none"> ・下水道のない地区では合併処理浄化槽の設置を進める。 ・毎日の食器洗いや掃除の時に洗剤を使いすぎているか、花壇や家庭菜園に農薬や肥料を入れすぎているか、身近なところで水の汚染に繋がる行動をしないよう気を付ける。 ・クリーン作戦に参加し、ごみを拾いながら子どもたちには珍しい植物や生き物のことなど、東海村の自然のことを伝える。 ・夏の暑さや台風・豪雨の被害など地球温暖化による影響がすでに現れていることを知る。近所の水路の氾濫やがけ崩れの危険がないか確認したり、熱中症にならないように夏の活動に気を付けたり、できることを家族や近隣で話し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公害の原因にならないよう、法令を遵守して事業活動に取り組む。定期点検をしっかり行い、トラブルを未然に防ぐ。 ・村内を巡回する機会が多い事業者は、社用車で回りながら不法投棄をチェックしたり、従業員が監視員に登録することを検討する。 ・夏の暑さが厳しくなることや、自然災害の被害が大きくなることなど、気候が変わることを踏まえて作業計画を考える。 ・台風や大雨の際、高台にある店舗や事業所の駐車場をマイカーの避難先として利用してもらえるようにすれば、近隣住民の安心に繋がるのではないかな。

■持続可能な地域づくりを担う人材育成

住民の役割・できること	事業者の役割・できること
<ul style="list-style-type: none"> ・村内で開催される自然観察会などに親子で参加する。 ・花壇や緑地の管理、街路灯の設置など自治会の役割がさまざまにあることを知り、自治会や子ども会の活動に参加することで、近隣住民と交流する機会を作る。 ・村の公式アプリとLINEを使って、ごみ出しの日やイベント情報などを受け取る。 ・長年環境活動に取り組んできた経験を、勉強会の講師を引き受けたりすることで若い世代に伝えていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校で行われている「エコいっぱい運動」による資源回収などに協力する。 ・子どもたちが作った環境ポスターやリサイクル工作の展示会場として店舗を貸し出すことで、親子で来店してもらう。 ・工場見学や資材提供などにより、子どもたちや住民が取り組む環境学習の支援を行う。従業員を講師として派遣する。 ・職員研修を兼ねて、自然保全ボランティアに参加する。

4. ワーキング委員会 庁内部会

(1) 委員名簿

No.	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	環境政策課（生活環境保全担当）	係 長	加藤 隆志	部 会 長
2	地域づくり推進課	係 長	大道 和希	副部会長
3	企画経営課	係 長	松崎 真吾	
4	総務課	係 長	市毛 伸一郎	
5	環境政策課（ごみゼロ推進室）	係 長	竹内 恭子	
6	防災原子力安全課	係 長	小池 正人	
7	農業政策課	係 長	高橋 和美	
8	都市整備課	係 長	浅野 進太郎	
9	生涯学習課	係 長	物井 聡	
10	指導室	指導主事	鹿内 由紀子	

(2) 開催経過

回	開催日	議 題
第1回	令和2年9月3日	(1) 部会長及び副部会長の選出 (2) 説明 ・第3次東海村環境基本計画策定手順について (3) 意見聴取 ・現行計画の達成状況について ・次期5年間で課題とすべき事項
第2回	令和2年11月20日	(1) 第3次東海村環境基本計画策定にかかる基本方針の確認について (2) 将来像・目標に対する意見聴取について (3) 今後の作業について
第3回	令和2年12月10日	(1) 基本目標（分野ごと）と施策目標（大項目）の設定について (2) 分野ごとの施策の整理について
	令和2年12月15日 ，18日，21日	分野ごとの施策の方向性に関する個別ヒアリング

5. シンボル指標の設定・計算方法

【自然共生社会】

(1) 緑地率（樹林地・農地）

設定の考え方：

生物の生息・生育空間として、「まとまりのある緑」の面積を保持することが必要。現況から拡大することは現実的ではないが、維持することを目指して土地所有者へ働きかけていく。

計算方法：

税務課「税務の概要」の「主要地目別面積」のうち「田」「畑」「山林」の合計面積が村行政面積に占める割合。

○現況値

令和2年1月1日時点（茨城県市町村課データ）

田（4,117,078）＋畑（6,115,888）＋山林（3,576,383）／38,000,000m² = **36.3%**

○目標値 **現状維持**

(2) 緑のネットワークとして保全されている地点数

設定の考え方：

(1) で設定した「まとまりのある緑」の間を繋ぎ、村全体に「緑のネットワーク」を作ること
で、生物の生息・生育域を確保すると共に、人々の生活の身近なところに緑の存在・緑との触れ
合いを増やすことを目指す。

緑のネットワークは「まとまりのある緑＝中核となる緑地」とそれらを繋ぐ「結合点となる緑」
から成り、田・畑を含む。

村域を東西・南北に繋ぐ軸を描き、その軸を形成するために必要な箇所（現在は緑が確保され
ていない地点）に緑を増やすことを目指す。

「緑のネットワーク」を形成する地点として以下を定義する。

A：中核となる緑地 → “減らさない”

①海岸の砂防林（東側）

②斜面林（北側・南側／都市マスタープラン将来都市構想図における「水と緑の軸」）

B：結合点となる緑 → “増やす”

	すでに保全活動（事業）が実施されている	保全活動が未実施又は整備中
①保全配慮地区及びその候補地	石神城址公園，前谷津緑地，真崎古墳群，天神山，舟石川ビオトープ，絆北側緑地	
②公園	なぎさの森公園，笠松運動公園，舟石川近隣公園，駅西第5公園，駅西第3児童公園，駅西第4児童公園，ふれあいの森公園	神楽沢近隣公園
③ため池及び湿地周辺	阿漕ヶ浦，押延溜，白方溜，内宿溜，前谷溜，権現堂溜	
④その他の地点	姉妹都市交流会館，村松小ビオトープ，中丸ビオトープ	富士神社，船場稻荷神社，石神外宿（新富士子どもの遊び場付近），大山台一丁目付近，舟石川一丁目・二丁目，火力発電所周辺，原子力発電所周辺
⑤植栽のある道路	かえで通り，はなみずき通り，いちよう通り，もみじ通り	
合計（⑤を除く）	22か所	8か所

計算方法：

○現況値

「結合点となる緑」のうち，すでに保全活動（事業）が実施されている地点数 22か所

○目標値

リストアップした地点の全て（未実施箇所でも保全活動を行う） $22 + 8 = 30$ か所

【低炭素社会】

（1）村内の温室効果ガス排出量

設定の考え方：

本分野の取り組みの目標は低炭素化＝温室効果ガス排出量の削減である。まず2030年頃に達成すべき水準を定め，ここからバックキャストで計画の目標値を設定する。2030年頃の目標は2050年ゼロカーボンを表明したことを踏まえ，「2050年カーボンニュートラル」を目指す中間目標として，矛盾のないよう設定する。

計算方法：

○現況値

環境省が推計・公表している都道府県按分法の値を現況値とする。最新年次は2017年となっている。

単位：1,000tCO₂

	製造業	建設業・鉱業	農林水産業	業務	家庭	運輸*	合計
2017年	72.8	5.4	0.7	73.3	59.7	68.0	279.8

※運輸部門は旅客自動車と貨物自動車の合計

出典：環境省ウェブサイト「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイト」

https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/suikai.html

○目標値

①2030年目標

CO₂排出量の将来予測値（第3次東海村環境基本計画策定支援業務委託 基礎調査報告書，令和2年3月：第1回環境審議会資料）をベースとして求める。

将来予測値は，部門ごとの変動要因を反映した数値（2030A）と，これに国のエネルギー基本計画における2030年頃のエネルギーミックス（エネルギーのベストバランス）を達成した際のエネルギー起源CO₂排出量を反映した数値（2030B）があるが，このうち将来予測値（2030B）に対して国の地球温暖化対策における部門ごとの削減率を乗じ，部門ごとに取りうる対策を最大限に実施した場合の数値を求めた。全体では2013年度比44.3%減となり，これはゼロカーボンシティを宣言した他自治体の目標や「IPCC1.5℃特別報告書」の記述と比べて遜色ない数値であることから，この数値を2030年目標として設定する。

単位：1,000tCO₂

	製造業	建設業 ・鉱業	農林 水産業	業務	家庭	運輸	合計	基準値から の増減率
2013年 【基準値】	73.0	4.5	0.4	96.7	67.5	70.7	312.8	
2017年 【現況値】	72.8	5.4	0.7	73.3	59.7	68.0	279.8	
2030A	90.2	4.8	0.4	83.5	67.3	71.6	317.8	+1.61%
2030B	67.6	3.6	0.3	62.6	50.5	53.7	238.4	-23.79%
(削減率)	6.5%	6.5%	6.5%	39.8%	39.3%	27.6%		
2030 対策実行	63.2	3.4	0.3	37.7	30.6	38.9	174.1	44.32%

2030A：部門ごとの変動要因を反映

2030B：部門ごとの変動要因に加え、エネルギーミックスを達成した際の削減率を反映

(削減率)：国の地球温暖化対策における部門ごと対策実行後の削減率

2030 対策実行：2030B の予測値に部門ごとの削減目標を乗じた数値

②2025年目標

①で設定した2030年目標の達成に向けて、毎年均等に削減していくと仮定して求めた。

2030年目標(174.1千t)と現況値(2017年, 279.8千t)の差を2018年から2030年の13年間で均等に削減する場合、1年当たりの削減量は8.13千tとなる。ここから2025年時点の排出量は、**214.8千t**となる。

(2) 住民・事業者の低炭素化行動の実施率

設定の考え方：

短期間では温室効果ガス排出量の変化が確認できない可能性があるが、住民・事業者の行動変容は施策(普及啓発・環境学習ほか)の成果として現れることが期待できる。

村内で該当する意識調査が実施されたことがないため、全国調査を参考に現況値及び目標値を設定する。

計算方法：

①住民

環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査 国民調査 平成28年度調査」の結果から、低炭素化行動に該当する項目の実施状況(すでに行っており今後も引き続き行いたい)のうち、関東地区平均の回答率を現況値とする。

目標値は、各項目の実施意向(今後は行いたいと思う)が確実に実践されることを想定し、現況値と合計して設定する。実績値は住民アンケートを実施して把握する。

○現況値（参考）

日常生活において節電等の省エネに努める 74.1%

運転の際には unnecessary アイドリングや空ぶかし，急発進はしない 44.8%

○目標値

日常生活において節電等の省エネに努める $74.1\% + 14.4\% = 88.5\%$ →90%

運転の際には unnecessary アイドリングや空ぶかし，急発進はしない $44.8\% + 4.9\% = 49.7\%$

→50%

参考：https://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/lifestyle/h2904_01/chpt_3_01.pdf

②事業者

環境省「令和元年度 環境にやさしい企業行動調査」の結果から，低炭素化行動を含むと考えられる「ISO14001，エコアクション 21 等の第三者が認証する環境マネジメントシステムを構築・運用していますか」の問いに対する 500 人未満の事業者における「構築・運用している」の割合を現況値とする。

目標値は，「予定している」が確実に実践されることを想定し，現況値と合計して設定する。実績値は事業者アンケートを実施して把握する。

○現況値（参考）

第三者が認証する環境マネジメントシステムを構築・運用している 29.7%

○目標値

第三者が認証する環境マネジメントシステムを構築・運用している $29.7\% + 4.1\% = 33.8\%$

→35%

参考：http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/R1/post_35.html

【循環型社会】

(1) ごみ総排出量

設定の考え方：

村では，「ごみ処理基本計画」の令和3年度改定に向けて作業中であり，現段階では5年後の目標値となる根拠がない。シンボル指標の目標値は，本来，ごみ処理基本計画との整合性を図る必要があるが，策定期間に違いがあることから，ここでは独自の数値を設定する。

算定方法：

令和元年度のごみ総排出量を現況値と設定する。直近5ヶ年度の実績は，人口増の要因もあり増加傾向にあるが，減量化施策を見込み目標値を設定する。

○現況値 13,057 トン（令和元年度実績）

○目標値 △2%

（2）エシカル消費行動の実践率

設定の考え方：

3Rと資源循環の起点は住民一人ひとりの消費行動と言える。ごみが少ないことのみならず、商品の選択・購入を通じて地域や世界の持続可能性を高めることに繋がる意識を持ち、消費行動を“エシカル（倫理的）”に変えていくことが求められる。

村内で該当する意識調査が実施されたことがないため、全国調査を参考に現況値及び目標値を設定する。

計算方法：

環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査 国民調査 平成28年度調査」の結果から、エシカル消費行動に該当する項目の実施状況（すでに行っており今後も引き続き行いたい）のうち、関東地区平均の回答率を現況値とする。

目標値は、各項目の実施意向（今後は行いたいと思う）が確実に実践されることを想定し、現況値と合計して設定する。実績値は住民アンケートを実施して把握する。

○現況値

物・サービスを購入するときは環境への影響を考えてから選択する 28.0%

○目標値

物・サービスを購入するときは環境への影響を考えてから選択する

28.0% + 43.5% = 71.5% →75%

参考：https://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/lifestyle/h2904_01/chpt_3_01.pdf

【生活環境】

(1) 不法投棄の重量

設定の考え方：

不法投棄に関して把握できる数値には「重量」、「通報件数」及び「環境監視員人数」がある。「環境監視員人数」は体制強化として評価できるが、不法投棄の状況を直接的に表すものではない。「通報件数」は増加・減少のいずれが望ましいか判断しがたい。「重量」は減少することが望ましい指標として、取り組みの効果を評価するのに比較的相応しいと考えられる。

計算方法：

年度内に通報等を受けた対応により公共用地から回収された不法投棄ごみの重量をカウントする。目標値は、ごみ総排出量の削減率に準拠して設定する。

○現況値 1.7トン (令和元年実績値)

○目標値 △2%

(2) 気候変動適応への認知度

設定の考え方：

気候変動（地球温暖化）の影響を理解し、自身を取りうる適応行動を実践している状態が望ましいが、現状では適応行動の実践を目標とすることより、その必要性を認識している住民を増やすことが現実的と考えられる。

村内で該当する意識調査が実施されなかったことがないため、全国調査を参考に現況値及び目標値を設定する。

計算方法：

内閣府による「地球温暖化対策に関する世論調査 平成 28 年度」の結果から、「地球温暖化がもたらす気候変動への対処について」の問いに対し「知っていた（内容までよく知っていた+だいたい知っていた）」と回答した割合を現況値とする。

目標値は認知のない層（全く知らなかった）が認識することを想定し、現況値と合計して設定する。実績値は住民アンケートを実施して把握する。

○現況値（参考）

気候変動への対処について知っていた 47.5%

○目標値

気候変動への対処について知っていた 47.5%+10.1% =57.6%→60%

参考：<https://survey.gov-online.go.jp/h28/h28-ondanka/2-2.html>

【持続可能な地域づくりを担う人材育成】

(1) 環境学習・体験活動の参加人数

設定の考え方：

環境学習・体験活動の機会が多く、参加人数が多いほど、環境保全活動を実践する住民の育成に繋がる（間口を広げる）ことになると考えられる。

行政が主催の行事以外に、村内で活動する団体等が実施するものも対象とする。現状では住民団体等が実施する事業の参加人数を正確にとらえることはできないが、団体や個人の登録数を増やすことで住民団体との関係が構築され、把握できる範囲が広がる。現在の事業への参加人数を増やすと共に、住民団体から情報提供される事業の範囲を拡大することも目指す。

計算方法：

行政が主催する環境学習・体験活動に関する事業として、以下を想定する。

事業名	対象	令和元年度参加人数
エンジョイ・サマースクール	子ども	12
環境学習プログラム	子ども	502
環境フェスタ	全世代	1170

○現況値 上記表の合計 = 1,684人

○目標値 10,000人

(2) 環境活動関係団体・個人の登録数

設定の考え方：

環境活動関係の団体・個人相互のネットワークを構築するために、まずは村内で環境保全活動に関わる住民団体や企業、個人の情報をできる限り広く集める必要がある。情報のやり取りができる相手先が増えることで、環境学習や体験活動の参加人数も増えることが期待できる。

計算方法：

環境政策課が直接、または関係課を通じて連絡を取ることができる、村内で継続して環境保全活動や学習活動などを実施している団体、個人又は事業者をカウントする。

○現況値 5団体

○目標値 15団体

6. 諮問・答申

東海村諮問第1号
令和2年7月29日

東海村環境審議会 殿

東海村長 山田 修

第3次東海村環境基本計画の策定について（諮問）

東海村環境基本条例第9条第3項の規定に基づき、下記のことについて意見を求めます。

記

東海村においては、東海村環境基本条例第9条に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境施策の基本方針となる東海村環境基本計画を策定しているところです。

今回、現行計画である第2次東海村環境基本計画の計画期間が、令和3年度末で終了することから、第3次東海村環境基本計画の策定について諮問いたします。

東環答申第1号
令和3年3月22日

東海村長 山田 修 様

東海村環境審議会
会長 小林 久

第3次東海村環境基本計画の策定について（答申）

令和2年7月29日付け東海村諮問第1号で諮問のあった第3次東海村環境基本計画の策定について、下記のとおり意見を付して答申します。

記

「自然豊かな環境を一人ひとりが力を合わせて守り育て ライフスタイルを見直し 持続可能な社会を足元から実現する」という理念に基づき、掲げた5つの基本目標の達成のため、適切な進行管理を行い、事業が確実に実施されることを望みます。



7. 略語一覧

ページ	略語	説明
2 他	SDGs	Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標。13 ページに解説あり。
4 他	ESD	Education for Sustainable Development 持続可能な開発のための教育。社会・経済・環境の課題を解決し、持続可能な社会を作る担い手を育む教育。ESDの視点に立った学習指導では、次の7点の能力・態度が重視される。 ①批判的に考える力 ②未来像を予測して計画を立てる力 ③多面的・総合的に考える力 ④コミュニケーションを行う力 ⑤他者と協力する力 ⑥つながりを尊重する態度 ⑦進んで参加する態度
22	FEMS/ BEMS/ HEMS	Factory/Building/Home Energy Management System 工場/ビル/住宅におけるエネルギー管理システム。電力使用量の可視化、機器類の制御による省エネ、再生可能エネルギーや蓄電器の制御などにより、エネルギー需給バランスの最適化を図る仕組み。
22, 55	ZEB/ ZEH	net Zero Energy Building/House 建築物・設備の省エネ性能の向上、エネルギーの面的利用、再生可能エネルギーの活用などにより、年間での一次エネルギー消費量が正味でゼロ又は概ねゼロとなるビル/住宅。
25	EV	Electric Vehicle 電気自動車。
27, 63	3R	Reduce・Reuse・Recycle 廃棄物削減・資源循環の取り組みであり、その優先順位でもある。 Reduce (減らす) 物を大切に使う、不要なものは買わないなど。 Reuse (繰り返し使う) いらなくなったものを譲り合う、詰め替え用の製品を選ぶなど。 Recycle (資源として再び利用する) ごみを正しく分別する、ごみを再生して作られた製品を選ぶなど。

第3次東海村環境基本計画

令和3年6月

編集・発行 東海村村民生活部環境政策課

〒319-1192

茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

029-282-1711（代表）